

Q,

「育成就労途中の特定技能1号への移行については、育成就労産業分野とは違う別の特定技能の特定産業分野の法人企業・個人事業主への『転籍』が可能か？」

A,

説明資料 11P の⑤の部分の記述については、政府方針「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 最終報告書を踏まえた政府の対応について」(令和 6 年 2 月 9 日 外国人材の受入れ・共生に関する 関係閣僚会議 決定) 5 頁の、「また、育成就労制度において育成途中の外国人による特定技能1号への在留資格変更については、育成就労を経ないで特定技能1号の在留資格を得るために必要となる試験に合格し、かつ、アの要件を満たす場合に限って認める。」を引用して説明資料を作成したものです。

関係当局に問い合わせましたところ、現時点では「まだ、決まっていない。」との回答でした。

ただ、再度、政府方針を上記のとおり精査したところ、5 頁の記述の項番「(2) 本人の意向による転籍 ○ 上記(1)の場合以外は、計画的な人材育成の観点から、3年間を通じて一つの受入れ機関において継続的に就労を続けることが効果的であり望ましいものの、以下の要件をいずれも満たす場合には、同一業務区分内に限り、外国人本人の意向による転籍を認める(注)」のウの中で記述されています。

この「同一業務区分内に限り」の記述のウの項目の中で育成途中の外国人による特定技能1号への在留資格変更につき言及されているので、文章の流れから読み取ると、育成就労途中からの特定技能1号への移行に伴って他の育成産業分野(農業育成産業分野から他の育成産業分野)への流出を防ぐために「同一業務区分内に限り」の規制がかかることが十分考えられますので、申し添えます。

なお、説明資料5頁⑤の「転籍」はあくまで特定技能1号への移行(資格変更)の条件の一つとして「転籍と同じ一定の在籍期間を経過」と記述したものです。

